

計画相談支援事業所との 連携について

令和2年（2020年）12月23日

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課



目次

- 1.計画相談支援の変遷
- 2.なぜ計画相談支援が必要か？
- 3.計画相談支援と障害福祉サービス等事業者との連携
- 4.委託相談支援事業について
- 5.「委託」と「指定」の連携

1. 計画相談支援の変遷

◎平成24年4月 障害者自立支援法改正

それまでの相談支援は・・・

- ・市町村が障害福祉サービスの支給決定を行い、「サービス利用計画」対象の障がい者として認定することが要件となっていた。
- ・あわせて、指定相談支援事業者が「サービス利用計画」を作成することができる対象者は、“地域移行等環境が変わった場合”や“単身生活者等”、“重度障害者包括支援該当”に限られていた。



改正後の相談支援は・・・

- ・相談支援を「基本相談支援」、「計画相談支援」、「地域相談支援」と定義
※相談支援のうち「基本相談支援」と「計画相談支援」を行うのが「指定特定相談支援事業者」
- ・市町村が支給決定をする際、指定特定相談支援事業者が作成する「サービス**等**利用計画」の提出が法に位置づけられた。
- ・「サービス等利用計画」の対象が原則全ての障害福祉サービスに適用されることになった。（経過措置あり）

※「障害者自立支援法」は平成25年4月に「障害者総合支援法」になりました。この資料では以降「障害者総合支援法」のことを単に「法」と表記します

1.計画相談支援の変遷

◎ 「サービス利用計画」 ⇒ 「サービス等利用計画」へ その1

サービス等利用計画に記載する内容（厚生労働省令で定められている）

- ・ 利用者及びその家族の生活に対する意向
- ・ 総合的な援助の方針
- ・ 生活全般の解決すべき課題
- ・ 提供される障害福祉サービス又は地域相談の目標及びその達成時期
- ・ 障害福祉サービス又は地域相談の種類、内容、量
- ・ 障害福祉サービス等を提供する上での留意事項
- ・ モニタリングの期間及びモニタリング実施月

1.計画相談支援の変遷

◎ 「サービス利用計画」 ⇒ 「サービス等利用計画」へ その2

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」の規定

○相談支援専門員が計画作成に当たって、位置づけるよう努めなければならないこと

- ・ 利用者の日常生活全般を支援する観点に立って
- ・ 障害福祉サービス、地域相談支援に加えて、それ以外の福祉サービスの利用
- ・ 地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用

⇒ だから、サービス等利用計画 なのです。

2.なぜ計画相談支援が必要か？

◎ 障害者総合支援法上の位置づけ

法第22条第4項

市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。

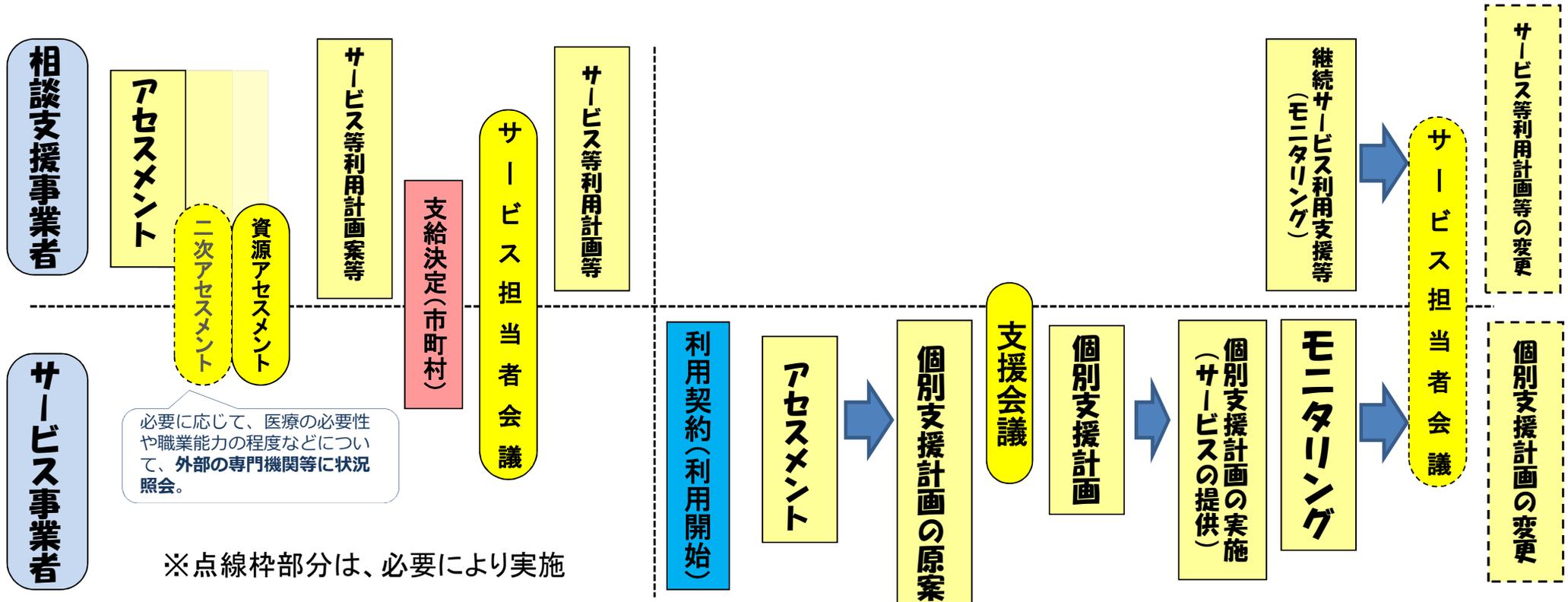
要約すると

- 障害福祉サービスを申請するときに
- 障がい者又は障がい児の保護者に書面で、
 - ① **サービス等利用計画が必要な旨**
 - ② 提出期限と提出先を通知する。ただし、場合によってはセルフプランも可

※障害児相談支援については児童福祉法に同様の規定がある

2.なぜ計画相談支援が必要か？

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と障害福祉サービス事業者の関係



3. 計画相談支援と障害福祉サービス等事業者との連携

◎ 法令上の位置づけ

法第42条第1項

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者は、障害者等が自立した日常生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

法第51条の2第1項

指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

※「指定一般相談支援事業者」・・・「相談支援」のうち「基本相談支援」と「地域相談支援」を実施する事業者

3. 計画相談支援と障害福祉サービス等事業者との連携

- ◎ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(基準省令)の規定

第12条第1項

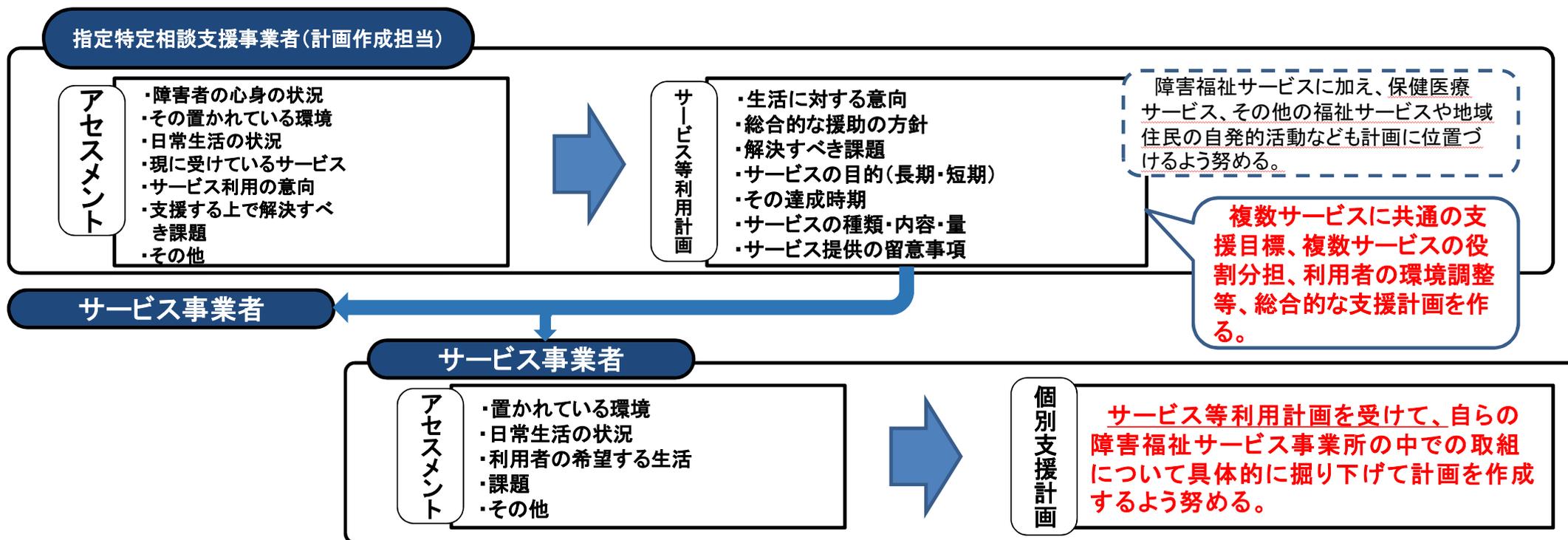
指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

※他の障害福祉サービスの事業者も基準省令の中に準用規定があるため、計画相談支援事業所（指定特定相談支援事業所）との連絡調整に協力が求められている。

3. 計画相談支援と障害福祉サービス等事業者との連携

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。



4. 委託相談支援事業について

① 委託相談支援事業所とは？

- ・ 札幌市が実施する「札幌市障がい者相談支援事業」のこと
- ・ この「札幌市障がい者相談支援事業」は法第77条第1項第3号に基づく「地域生活支援事業」である
- ・ 札幌市はこれを市内に約120か所ある「指定特定相談支援事業所」のうち20か所に委託して実施（うち1か所は基幹相談支援センター）

※ただし委託対象の指定特定相談支援事業所は地域相談支援、障害児相談支援でも指定を受けていることが条件

4. 委託相談支援事業について

② 委託相談支援事業所の仕事

- 総合的な相談や居住支援、虐待防止や権利擁護のために必要な支援、緊急性のある事例や対応困難な事例への対応
- 自立支援協議会の地域部会の運営に参加
- 「札幌市障がい者相談支援事業実施要綱」の委託相談支援事業所の業務(抜粋)
 - ・ 福祉サービスの利用に関する支援
 - ・ 不安の解消、情緒安定に関する支援
 - ・ 就労に関する支援
 - ・ 権利擁護に関する支援
 - ・ 地域に対する援助業務
 - ・ 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所との連携及び業務推進支援（事業所間の受入調整を含む）など

※委託相談支援事業所でも指定相談支援事業所の業務は行っている。

4. 委託相談支援事業について

③ 委託相談支援事業所と指定相談支援事業所の違い

○ 指定相談支援事業所

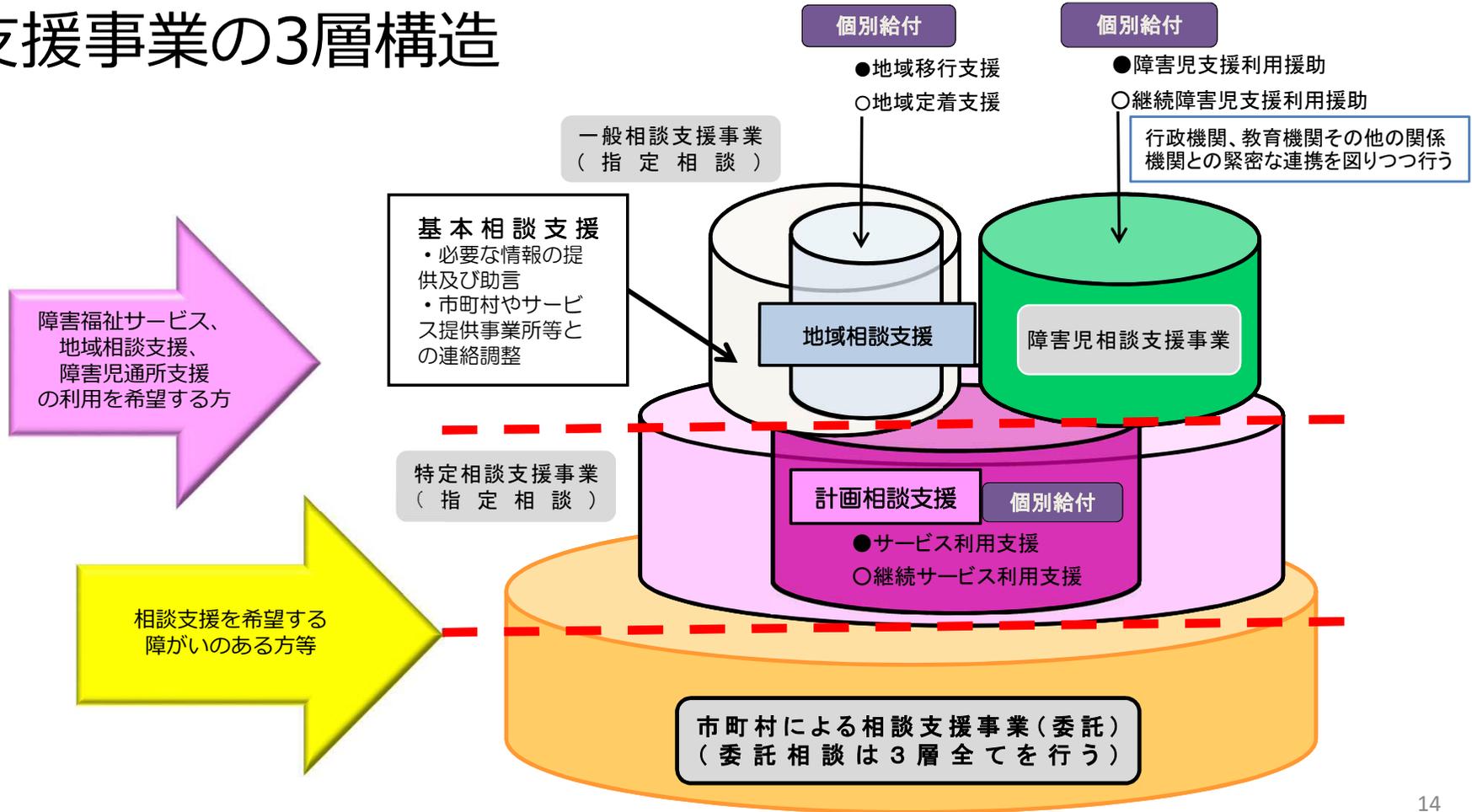
「委託相談支援事業所」以外の指定特定相談支援事業所を便宜上「指定相談支援事業所」と呼んでいる。

○ 収入の違い

- ・ 委託相談支援事業所は札幌市から委託料を支払い「札幌市相談支援事業」を実施している。
- ・ 指定相談支援事業所は、「計画相談支援」を実施したときのみ収入がある。「計画相談支援」は「サービス等利用計画（障害児の場合は「障害児支援利用計画）」の作成と定期的な「モニタリング」の実施
- ・ 委託相談支援事業所も「計画相談支援」を実施すれば、その報酬は得られる。

5. 「委託」と「指定」の連携

◎ 相談支援事業の3層構造



5. 「委託」と「指定」の連携

◎ 札幌市の相談支援事業の課題

○ セルフプラン率が高い

障害福祉サービス等を利用するとき、指定特定相談支援事業者以外が作成した計画（セルフプラン）により支給決定を受ける場合が多く、真に必要な利用者が計画相談を受けていないと考えられる。

○ 指定相談支援の収入基盤が弱い

指定相談支援事業所は「計画相談支援」を行わないと報酬を得られないが、多くの事業所が計画相談支援に至らない「基本相談」のみを受けている。

5. 「委託」と「指定」の連携

◎ 札幌市の相談支援体制の方向性（平成30年度要綱改正）

○ 「委託」と「指定」の役割分担

相談支援の地域資源が限られている現状で、委託相談支援事業所の基本的役割や、指定相談支援事業所との役割分担（重点の置き方）を要綱に規定

○ 「委託」から「指定」への支援

委託相談支援事業所は、指定相談支援事業所が円滑に計画相談支援ができる事例を指定相談支援事業所に引き継ぎ、その他必要な支援を行う。